

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(平成 26 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (6) 仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）</p> <p>【指摘 17】(備品台帳と現物の不整合について)</p> <p>規則において貸出が予定されている「ビデオカメラ」（1 時間当たり使用料 200 円）は、備品台帳に記載がなく、現物も見当たらない。また、紛失したのか、市に返却を行ったのかに関する記録も残されていない。また、青年文化センターでは市からの貸与設備（備品）に関して帳簿と現物の照合を行っていない。仙台市青年文化センター管理業務協定書第 28 条第 4 項では、指定管理者は、常に備品管理簿を備えて物品管理しなければならない旨規定している。ここで管理とは帳簿によって、市から指定管理者に貸出を行った物品に関して、その現状（有無を含む）を帳簿上把握することであるが、それが実施されていない。市は指定管理者に厳密な管理の実行を指導する必要がある。なお、青年文化センターには市の備品が数多くあるが、それぞれの備品の保管場所はほぼ一定であるとのことであり、順に棚卸を行っておけばよく、管理が困難という状況にはないものと判断される。また、現物がなく（スタジオカメラ（ビデオスタジオ用）等）、規則にも記載されていないが、備品台帳に記載があるものがあり、現物の棚卸を早急を実施するよう指定管理者を指導すべきである。</p>	<p>指摘のあった「ビデオカメラ」については、現物を平成 21 年 5 月 29 日に廃棄していたことを確認し、今後も使用される見込みもないことから、平成 27 年 4 月 1 日付けで仙台市青年文化センター条例施行規則を改正し、同規則に規定する附帯設備から削除を行い、規則と使用実態との整合を図った。</p> <p>また、貸与設備（備品）に関しては、平成 27 年度より棚卸を実施し、現物と備品管理簿との整合を図っている。指定管理者には、仙台市青年文化センター管理業務協定書に基づき、定期的に物品の棚卸を実施し、物品使用貸借契約書、備品管理簿、現物との照合を徹底するとともに、その旨を適切に報告するよう指導した。</p>	